

Q & A

患者本人からカルテ開示請求を受けたら？

Q1.

患者さんから、カルテのコピーを欲しいと開示請求を受けました。当医院はカルテ開示請求を受けたのはこれが初めてで、どのように対応したらよいかわかりません。どうしたらよいでしょうか。

Q2.

当医院では、カルテ開示請求に対してはコピーを交付する方法で対応しています。コピーに要する費用を患者さんに負担してもらうことはできるのでしょうか。

A1.

医療機関は、患者本人からカルテ開示を請求された場合には、原則としてカルテを開示しなければなりません（個人情報保護法28条2項本文）。

開示請求を受けた場合、免許証や健康保険証等で本人確認し、また開示対象範囲を確認します。開示対象範囲、連絡先等を記載した申請書等書式を予め準備しておくとう便利です。ただし、開示請求の目的・理由を尋ねると患者を委縮させ開示請求を阻害するおそれがあり不適切ですので、開示申請書に目的・理由を記載する欄を設けることは避けましょう（平成15年9月12日付医政発0912001）。

医療機関は、請求を受けた医療記録があるかを確認し、開示するか否かを判断し、患者本人にコピーを交付するか、該当する医療記録が無いまたは一部・全部を開示しない旨の結果を病院管理者名で回答することが一般的です。

大多数のケースで医療機関は個人情報保護法上の開示義務を負うと考えますが、例外として患者本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合にはカルテの全部または一部を開示しないことができます（個人情報保護法28条2項但書）。

例えば、精神科を受診中のケースで患者家族や関係者が医療機関に患者の状況等に関し情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族・関係者との人間関係が悪化するケースです。実際のケースでも、統合失調症として治療中の患者の元友人Aが医療機関に提供した患者の病状に関する資料を患者本人が開示請求し（患者本人はAを刑事告訴する目的であった）、医療機関が開示を拒んだケ

ースについて、東京高等裁判所平成29年8月31日判決は「患者が新たな事実を認識することで、改めてAに対する悪感情が募り、Aの利益を害する行動に出るおそれがある」として開示しないことができる事由に該当すると判断しており、参考になります。

他の例としては、医療機関が症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与えその後の治療効果等に悪影響を及ぼすケースです（厚生労働省および個人情報保護委員会による「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（平成29年））。実際に精神科や心療内科等において、医師による診断内容が患者本人に知られることによって、却って治療効果を阻害するケースがあり、実際にこれを理由に開示をしなかったケースを見かけます。

個人情報保護法では上記以外にも、医療機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合や、他の法令に違反することとなる場合にもカルテの全部または一部を開示しないことができるとされていますが、該当するケースは稀でしょう。

A2.

医療機関は、患者からの開示請求に基づいてカルテのコピーを交付する際、患者から手数料を徴収することができます（個人情報保護法33条1項）。

この手数料は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めなければなりません（個人情報保護法33条2項）。

近年、手数料が高額で患者からの開示請求を事実上阻害する要因となっているのではないかと一部の報道がありました。厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針について（周知）」（平成30年7月20日付医政医発0720第2号）は、内容の確認等の対応に要した人件費も実費に含めることができるが、個々の申し立てに応じその費用が変わり得ることから高額で一律な金額とすることは不適切としています。

このため、現場での対応としては、コピーするカルテの量に応じた従量制料金の手数料を定めることが基本です。大規模な医療機関では担当職員を置く場合もあり、その人件費を考慮して別途基本料を徴収することも可能ですが、小規模の医療機関では担当職員を専従させることは考えにくく基本料を徴収することは難しいと考えます。従量制の手数料水準は医療機関ごとに定めることとなりますが、A4版白黒コピー1枚あたり数十円、画像についてはCD・DVD1枚あたり1000円から2000円程度という医療機関が多いようです。

なお患者本人がカルテの分量が多いことを知らずに開示請求をし、医療機関が予告なしに

高額の手数料を請求してトラブルになることもあります。分量が多いことが判明したら手数料の見込み額を知らせることが望ましいと考えます。

【参考文献】

- ・ 「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付医政発0912001）
- ・ 「診療情報の提供等に関する指針について（周知）」（平成30年7月20日付医政医発0720第2号）
- ・ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」平成29年
- ・ 判例時報2379号24頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [第12回 診療録の開示義務と個人情報保護法 カルテ開示に関する判例***](#)
- ・ [CASE 24 開示対象に含まれる医師記載の診断内容***](#)
- ・ [開示に耐えうるカルテの書きかた**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。